

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども未来課	
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭の自立を目的とする児童扶養手当認定 等のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍、続柄、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、個人番号、職業・職歴、資産状況、収入状況、納税状況、取引状況、公的扶助、給付の額	
記録範囲	児童扶養手当支給要件者と同居の扶養親族	
記録情報の収集方法	本人から提出された認定請求の申請書(書類、電子申請)、地方公共団体の課税情報等の資料、住民基本台帳、日本年金機構、番号連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	鳥取市教育委員会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	児童手当関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども未来課	
個人情報ファイルの利用目的	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資産の向上に資することを目的とする児童手当認定等のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、家族状況、居住状況、個人番号、職業・職歴、収入状況、取引状況、給付の額	
記録範囲	児童手当の支給要件に該当する者	
記録情報の収集方法	本人から提出された認定請求の申請書(書類、電子申請)、市民税課より課税情報等の資料、住民基本台帳、日本年金機構、番号連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	不妊治療費助成金申請者台帳	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども未来課	
個人情報ファイルの利用目的	不妊治療費助成金の支給のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、本籍・国籍、続柄、婚姻歴	
記録範囲	助成金申請者及び配偶者（事実婚含む）	
記録情報の収集方法	本人から提出された書類	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	（所在地） 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	保育所等入所児童支給認定及び入所関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局幼児保育課	
個人情報ファイルの利用目的	入所児童の支給認定、入所承諾のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、親族関係、家族状況、居住状況、個人番号、職業・職歴、保育の必要性の状況、収入状況、公的扶助、認定に必要な事項	
記録範囲	入所児童及びその扶養義務者(家計主宰者)	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、特別児童扶養手当関係ファイル、保護者から提出された「教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書」・「施設等利用給付認定申請書」	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	保育料賦課台帳	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局幼児保育課	
個人情報ファイルの利用目的	保育料賦課に伴う階層の認定のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、続柄、親族関係、家族状況、居住状況、個人番号、職業・職歴、収入状況、公的扶助、認定に必要な事項	
記録範囲	入所児童及びその扶養義務者(家計主宰者)	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、市民税賦課台帳、生活保護受給者情報ファイル、児童手当関係ファイル、児童扶養手当関係ファイル、身体障害者手帳関係ファイル、療育手帳関係ファイル、精神障害者保健福祉手帳関係ファイル、特別児童扶養手当関係ファイル、個人番号を利用した情報連携、保護者から提出された「世帯構成調査票」	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	母子管理カードファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	母子管理における妊娠から子育て期までの支援を行うために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、婚姻歴、家族状況	
記録範囲	妊婦及び家族	
記録情報の収集方法	本人から提出された資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	母子健康手帳交付台帳	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	母子健康手帳の交付のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、婚姻歴、家族状況、職業・職歴	
記録範囲	妊婦	
記録情報の収集方法	本人から提出された資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	産婦・乳幼児フォロー台帳	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	産婦と乳幼児の育児生活を支援するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、婚姻歴、家族状況	
記録範囲	産婦と乳幼児	
記録情報の収集方法	健康管理システムから抽出(住民基本台帳との連携)、相談内容の記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	妊婦支援計画台帳	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	支援計画作成における妊婦支援のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、婚姻歴、家族状況	
記録範囲	妊婦	
記録情報の収集方法	健康管理システムから抽出(住民基本台帳との連携)、相談内容の記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	出生届出者一覧名簿	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	出生児を確認するために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、婚姻歴、家族状況	
記録範囲	出生児	
記録情報の収集方法	健康管理システムから抽出(住民基本台帳との連携)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	乳児台帳	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	育児支援におけるサービス提供のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、婚姻歴、家族状況	
記録範囲	乳児と保護者	
記録情報の収集方法	健康管理システムから抽出(住民基本台帳との連携)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	乳幼児すくすく健康カードファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	妊産婦健康相談、産後健診、新生児訪問、乳幼児健診等のサービス提供のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、婚姻歴、家族状況、職業・職歴	
記録範囲	妊婦、乳幼児、保護者	
記録情報の収集方法	本人から提出された書類	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	産後健診関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	産後健診における産後うつ予防や新生児への虐待予防のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、家族状況、職業・職歴	
記録範囲	産後8週以内の褥婦	
記録情報の収集方法	本人から提出された書類	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	6か月児健康診査関係ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	健診における6か月児の発育・発達の確認、育児指導等のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、家族状況	
記録範囲	6か月児と保護者	
記録情報の収集方法	健康管理システムから抽出（住民基本台帳との連携）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	（所在地） 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児健診該当者一覧表	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	健診における1歳6か月児の発育・発達の確認、育児指導等の該当者確認のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、家族状況	
記録範囲	1歳6か月児と保護者	
記録情報の収集方法	健康管理システムから抽出（住民基本台帳との連携）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	（所在地） 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	1歳6か月児健康診査票ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	健診における1歳6か月児の発育・発達の確認、育児指導等のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、家族状況	
記録範囲	1歳6か月児と保護者	
記録情報の収集方法	医療機関から提出された書類	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	3歳児健診該当者一覧表	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	健診における3歳児の発育・発達の確認、育児指導等の該当者確認のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、家族状況	
記録範囲	3歳児と保護者	
記録情報の収集方法	健康管理システムから抽出（住民基本台帳との連携）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	（所在地） 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 号第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	3歳児健康診査票ファイル	
市の機関等の名称	鳥取市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康こども部こども家庭局こども家庭センター	
個人情報ファイルの利用目的	健診における3歳児の発育・発達の確認、育児指導等のために利用する。	
記録項目	氏名、性別、年齢・生年月日、住所、電話番号、続柄、家族状況	
記録範囲	3歳児と保護者	
記録情報の収集方法	医療機関から提出された書類	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 鳥取市総務部総務課公文書管理室	
	(所在地) 〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 号第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		